

府食第241号
令和7年3月27日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

令和7年3月21日付け6消安第7569号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に該当すると認められる。